

州地区裁判所法 （2） 2002年

——カナダ・アルバータ州——

村 井 衡 平

第2編 若者に関する手続

第10条 定義。 本編において、

(a) “保護的サービスを必要とするこども”とは、こども福祉法のもとでの保護的サービスを必要とするこどもを意味する。

(b) “若者”とは、場合に応じて、州または連邦の“若い犯罪者法”と同じ意味を有している。

第11条 裁判所の権限。 裁判所は州および連邦の“若い犯罪者法”と同じ意味を有しており、かつ、これらの法律のもとで青年裁判所に付与されるすべての権限を有している。

第12条 判事たち。 女王座裁判所の各判事は、州および連邦それぞれの“若い犯罪者法”のもとで審理の対象となる事件を審理するため、アルバータおよび連邦の裁判所がそれらの地区裁判所で審理する。

第13条 苦情。 (1) 本編の下での苦情は治安判事の誰れかの面前で宣誓され、かつ、治安判事は事件が裁判所によって開かれるまで、治安判事に与えられ、または課せられたすべての義務を履行することができる。

(2) 治安判事は、本編の下において、治安判事の面前に与える、または課せられたすべての義務を履行することができるし、州または連邦の議会の規律により、またはそのもとで課せられた裁判上の中間的な放棄に関しても、同様である。

第14条 放置されている子ども。 保護サービスを必要とする子どもの場合、

事務官は

- (a) 子ども福祉法について責任のあるミニニスターが要求する報告書および情報を準備し、かつ、保守し、さらに
- (b) 子ども福祉法について責任を負うミニニスターの要求する時期および形式により、報告書および情報を転送する。

第3編 家族の事件

第15条 女王座裁判所の命令の強制。(1) 女王座裁判所の判決または命令による扶養料または別居手当を請求する権利を有する人は、地区裁判所に判決のコピーを提出することができ、かつ、そのように提出されたとき、家族関係法の第4部のもとで判事によってなされた命令と同様に、強制力がある。

(2) 第1項の意味する女王座裁判所の判決または、命令のもとでの扶養料の権利を有する人を含んでいる。

(3) 州地区裁判所は、本条のもとで提出された女王座裁判所の判決または命令によって支払いを命じられた養育料の全部を変更することができない。

第16条 中間的扶養料。(1) その人の配偶者のために扶養料または別居手当を支払うよう命じられた人の申立により、裁判所は延期を許可する条件として、その人に、配偶者に対して裁判所が適切と判断する金額を支払うよう命令し、もし誰れか子でもおれば、延期された期間中に支払うよう命じる。

(2) 第1項のもとでの命令は、支払いが全額一時に、または分割して支払うよう命じることができる。

第17条 同意命令。(1) 申立の当事者が

- (a) 問題となっている事項に関して合意しており、かつ、
- (b) 合意した条項で命令に同意するとき裁判所はその裁量にもとづいて、審理を行うことなく、命令することができる。

(2) 第1項にもとづいてなされた命令は、審理の上でなされた命令と同じ効力および効果を有する。

第18条 監護命令。(1) もし

- (a) 子どもの両親が互いに別居しており、かつ、
- (b) 子どもの監護および面接に関する条項が両当事者によって合意される
とき、または子どもの監護および面接に関して争いが生じるとき、

裁判所は訴えにもとづいて

(c) 子どもの監護および

(d) 子どもとの面接をする権利、

に関して、一方の親またはその他の人々が、それが適切と判断する命令をすることができる。

(2) 裁判所は本条の下での命令の中で、子どもと面接する権利のある人々は、子どもが居所を変更するつもりである旨を伝えることができる。

(3) 第2項の下での通知は、変更前の少くとも30日以内に与えられるか、または裁判所が予定する変更前の他の期間内に与えられ、かつ、いつ変更が行われ、子どもの新しい居場所の住所が含まれなければならない。

(4) 裁判所は本条の下での命令に、当事者が立法において定められたコースまたはプログラムに出席することを要求する命令を含めることができる。

(5) 委員会における副知事は、当事者が第(4)項の下で出席しなければならないコースおよびプログラムに関する規定を設けることができる。

(6) 本法のもとでの合意の適用は、

(a) 子どもの一方の親により、または子どもの利益に関係があるか、ないかを問わず、子どもにより行われる。

(6・1) 子どもの両親が死亡しているとき、ある人はその子どもに関して、本条のもとで面接を申し出ることができる。

(7) 本条のもとでの申出は

(a) 実質的な事実をのべる宣誓供述書を書記官に提出し、かつ、

(b) 申出についてすべての利害関係者に書面により通知し、申出の審理に裁判所の面前に出頭するよう申請する。

(8) 一方の親または他の利害関係者が

(a) 書面による通知のコピーを送達され、かつ、

(b) 書面による通知で要求された出席をしないとき、

その人について、欠席のまま命令がなされることができる。

(9) 本条のもとでの審理中、裁判所は子の監護および子とのアクセスに関して、中間命令をすることができる。

(10) 申立人および裁判所が適切と判断するすべての人々は、問題になっている事実に関し宣誓の上、調査される。

(11) 裁判所は、

- (a) 再調査の申出、および
- (b) 利害関係者への合理的な通知により、

本条のもとでなされた命令を再調査し、命令を是認、変更または免除することができる。

(12) 本条のもとでなされる命令の中で監護または面接に関する規定に違反する人は、犯罪について有責であり、1,000ドルを越えない罰金または4カ月を越えない拘置に処せられるか、または双方について有責とされる。

(13) 本条のもとでなされた命令は、女王座裁判所の命令によって変更される範囲において、無効である。

第19条 面接命令。(1) 本条において、

- (a) “子ども”とは、16才未満の人を意味する。
- (b) “祖父母”とは、血液、婚姻または養子縁組によって子と関連をもった子の祖父母を意味する。

(2) 祖父母の一方が子どもとの面接を拒否するとき、裁判所は、申立にもとづいて、祖父母の子どもとの面接権に関して適切と判断する命令をすることができる。

(3) 本条のもとでの命令の申立は、

- (a) 子どもの祖父母の一方、または
- (b) 子どもにより、または子どもの利益に関連のある人が子どもと共にする申立により、なされることができる。

(4) 本条のもとで命令をするに当り、裁判所は、

- (a) 子どもの過去における祖父母との交際の性質および範囲、または
- (b) もしそれらが合理的に確かめられるならば、子どもの見解および希望、を含む、子どものニーズおよび他の事情を参照しながら、認定される子どもの最善の利益のみを考慮するものとする。

(5) 裁判所によって別のことが命じられる場合を除き、本条のもとで祖父母に許される面接に関するすべての合理的な事情は祖父母によって負担されるものとする。

(6) 第18条(7)、(8)、(10)および(11)は、本条のもとでの申立に適用される。

(7) 本条のもとでなされる命令の中のアクセスに関する規定に違反する人は、

罪を犯しており、1,000ドル以上の罰金および4カ月を越えない期間の拘禁に処せられる。

第20条 私的な尋問。本編の下でのどのケースでも、裁判所の判断は、私室で行われる。

第21条 控 訴。本編の下での手続の当事者が命令の許否について不満があるとき、女王座裁判所に控訴し、かつ、控訴に関する“家族関係法”の第30条がすべての必要な修正のうえ、この訴えに適用される。

第4編 私的な請求

第22条 定 義 本編において、

- (a) “裁判所”とは、現職の治安判事を含む。
- (b) “被告”とは、本稿のもとで民事請求がなされている人を意味する。
- (c) “地方当局”とは、
 - (i) 市、町、村、夏の村落またはメチイスの定住地。
 - (ii) 改善された知育の場合、地方政府法について責任を負う関係、または
 - (iii) 改善された地域の場合、自治政府法について責任を負うべきミニニスター。
- (c・1) “調停”とは第65条に言及される調停を意味する。
- (d) “原告”とは、その人の要求によって、民事請求が本章の下で論じられる人。
 - (d・1) “審理前の会議”とは、第64条に言及される会議を意味する。
 - (d・2) “書面郵便”とは、名宛人または名宛人の利益のために要求される郵便の形式であり、署名を設けることによって郵便の受領を承認する。
- (e) “学校の板”とは、学校法で定義される板をいう。(けい示板)

第23条 廃 止

第24条 廃 止

第25条 民事訴訟の提出。(1) 請求権を有する人は、書記官に民事訴訟を提出することができる。

(2) 第(1)項の下で申立がなされるとき、書記官は、第61条の但書に従って定め

られた型式で民事上の請求の詳細な内容を含んでいる争いのあるコピーと共に、原告によって定められたサービスのための指針を含めている。

(3) 民事上の請求および論争のある覚書の型式のコピーは、原告によって被告に送達されるものとする。

(4) 私的な請求および論争のあるノートの型式でのコピーは、裁判所の命令なしにアルバータ外に送達されることができる。

第26条 論争のあるノート。(1) 被告は私的な請求を満足させるか、または反論するノートを事務官に手渡すものとする。

(a) 被告がアルバータにおいて私的な論争をうけた日から20日以内に、私的な請求および論争についての写しを送達されたとき、

(b) 被告がアルバータ外の地で、私的請求の日付より30日以内に、私的請求および争いについてのノートの型式・コピーを送達されたとき、

(2) 論争ノートは

(a) 被告の損害の性質または原因を明白にのべ、

(b) 請求が一部分のみ論じられるとき、どの部分またはどの期間が争われているのか、

(c) もしできれば、被告の反対請求の細目の評価、

(d) もしあれば、被告の主張の細目および

(e) 被告の住所を裏書きし、かつ、それがちがっていれば、サービスのための被告の住所とされる。

第27条 審理に関する公告。(1) 第26条の下で論争ノートを提出するに当って、書記官は、

(a) 審理または審理前の協議もしくは調停の時間、日付および場所、

(b) すべての当事者に、場合に応じて、審理のための日時、場所、日付、審理前の協議または調停、および

(c) 争いのある文書のコピーを提出者以外のすべての当事者に送付する。

(1・1) 前出(1)(c)の目的のために

(a) 争いのあるノートのコピーは、その当事者宛ての通常の郵便で送られている最後の住所に送られ、

(b) 第29条の規定にもかかわらず、疑わしいノートのコピーを第(a)項のもつとで一方当事者に送ることは、疑わしいノートを郵便でその当事者に送る

ことになる。

(2) 第(1)項に引用された手続は、それが時間、日付または場所が第(1)項(h)に引用されたノートの中でのべられた時間、日時または場所以外であったことのみを理由として、無効とはならない。

第28条 ヒアリングの変更。裁判所は自らの判断により、または一方当事者の申立により、ヒアリングは、第27条(1)(h)に定められた以外の日・時および場所において行われる旨を命じることができる。

第29条 書面の送達。(1) 本稿のもとでの書面の送達は、出席通知を除いて、送達をうける本人になされる。

(a) 個人的に、またはある人の住居に最も近い、明らかに16才以上の通常の住居の人に、書面のコピーを置いておくことにより、

(b) 書留郵便によってある人にコピーを送り、かつ、送達はその郵便を受け取った旨の通知の時に有効と認められるか、または

(c) 裁判所によって指図されたとき。

(2) パートナーシップによる書面の送達は、パートナーの1人にそれを手渡すことによって行われる。

(3) 地方当局に書面を送達するには、チーフとして選ばれた公務員または主たる行政役員に、また、改善された地区では、自治政府法によって責任を負うマイニスター、さらに特別地域では特別地域法によって責任を負うマイニスター、またはメーテイス。セトルメントではセトルメント職またはセトルメント管理者に送達される。

(4) 書面の地方当局以外の法人への送達。

省 略

(5) 裁判所は、もし十分な理由が示されるとき、すべての書面の送達を免除される。

第29条の1 反対請求の送達。(1) 争いのある証券が被告による反対請求を含んでいるとき、争いのある証券の送達は、被告による反対請求の送達となる。

第30条 出席の通知。(1) 当事者の一方は書記官に対し、第61条により、審理において証人となる人に出席すべき通知を発送するよう請求するものとする。

(2) 人は出席通知を

(a) その人に、定められた証人の費用と共に出席すべき通知を送達するこ

とにより、または

(b) 裁判所によって命じられたように送達するものとする。

(3) 出席すべく通知を送達された人は、通知に記載された条項に従って審理に出席するものとする。

(4) 出席の通知は、女王座裁判所における手続においてなされる出席の通知と同様の効力があり、かつ、同様の方法で強制されることができる。

第31条 サービスの証拠。(1) 本章の目的のために書面の送達は

(a) それを送達する人の口頭の証言により、

(b) 送達を証明する宣誓供述書により、

(c) 法人に対する書類の書留便による送達された旨の宣誓供述書により、
または

(d) 書留郵便による送達を立証するサービスとしての宣誓供述書により、
またはその人の利益のために郵便を受理する誰れかにより、

(2) 書面が要求された方法で送達されなかったにもかかわらず、裁判所はその書面が被告の注意を引いたと満足するとき、裁判所は送達をうけた側が有効な送達と見なすことができる。

第32条 裁判所への支払い。(1) 当事者の一方は、審理の日以前、いつでも、ケースに応じて、

(a) 原告の請求および費用、または

(b) 被告の反対請求および費用

を満足させる金額を裁判所に支払うことができる。

(2) ある人が第(1)項のもとで金銭を支払うとき、事務官は他方当事者に、支払いがなされた日付、請求または反対請求に関して支払われた金額および費用に関して通知する。

(3) 第(1)項になされた支払いを書面でうける人は、請求または反対請求および費用を十分に満足させられる。

(4) ある人が請求および反対請求の手続を進めるとき、場合に応じて、第(2)項に引用された通知をうけたのち、かつ、裁判所に支払われた金額以上を与えられなかったとき、その人は、裁判所が適切と判断する費用について、他方当事者に支払う責任を負う。

(5) 第(1)項の下での金銭の支払いが第(3)項の下で支払われないとき、裁判所は

金銭の処分に関する命令をすることができる。

第33条 延 期。裁判所は審理を別の日付に延期することができる。

- (a) 一方当事者の申出により、他方当事者に返却することにより、
- (b) 一方当事者が出廷しないことにより、
- (c) 審理をするのに十分な時間がないとき、

第34条 (1) 当事者は特定事項に限定される。(1) 当事者は審理において、民事請求および論争ノートにのべた特定の事項に限定される。

(2) 裁判所が十分な原因が示されたと認定するとき、民事請求または論点が改定されるであろう。

第35条 責任の自白。(1) 一方当事者は自己の側に負債または責任があることを認めるか、または裁判所にその趣旨を通告することができる。(2) 通告がファイルされるとき、場合に応じて裁判所は、請求または反訴について判決を与えることができる。

第36条 証拠の採用。(1) 審理の目的で、裁判所は

- (a) 裁判所法に適用できる証拠法に拘束されず、かつ
 - (b) 口頭または書面による証拠を、その裁量により、裁判所において容認できるかどうかを判断する。
- (2) 審理における証拠として何物も許されない、
- (a) 証拠法のもとで、なんらかの特権として許されないか、または
 - (b) 法律によって許されないもの、

第37条 証拠を記録すること。(1) 審理の証拠を完全に記録することは、

- (a) アルバート裁判所規則によって任命される裁判所レポーターによるか、または、
- (b) “証言の機械的記録法”のもとで設けられる音響記録器によって行われ、かつ、
- (c) それが審理において証人によってなされた証言の要約である旨を証明される。

(3) 定められた費用の支払いにより、一方当事者は審理において作成された記録を入手することができる。

第38条 訴訟の取り下げ。(1) 当事者の一方は

- (a) 場合に応じて、当事者の主張または反対請求を取り下げ、

- (b) 他方当事者の有利に判決が言渡されるのに同意し、審理前のいつでも、その趣旨を裁判所に提出することができる。
- (2) ある人が第(1)項の下で通知を提出したとき、書記官は他方当事者に、請求または反対請求が棄却されるか、または判決が、場合に依じて、他方当事者に有利に言渡される旨の通知をするものとする。
- (3) 請求の棄却または反対請求の通知が裁判官によって他方当事者に送付されてから30日以内に、請求または反対請求に対する他方当事者は、裁判所に費用を請求することができる。

第39条 請求の棄却。(1) 審理のために定められた期日に原告が出頭しないとき、裁判所は原告の請求を棄却する旨を言渡すことができる。

- (2) 第(1)項の下で裁判所が原告の請求を棄却するとき、被告が反対請求に関する被告の事件を提出するまで、被告の反対請求に判決を与えないものとする。
- (a) 被告の宣誓のもとになされた口頭の証拠により、または
- (b) 宣誓供述書による証言により、裁判所が口頭の証言は合理的に裁判所へ提出され得ないと満足するとき。

第40条 欠席判決。(1) 民事請求が債務または消費された請求を含んでおり、第26条に定められた期間内に論争の通告を提出されないとき、書記官は被告に対する民事請求の送達の証拠にもとづいて、請求の全額について、訴えに対する判決を言渡す。

- (2) 他の請求に関して、原告は民事請求の送達および被告に紛争の覚書を送付したことを証拠として、書記官に被告の欠席を申請し、かつ、
- (a) 裁判所に一方的に判決を申請し、かつ、申出を聞いた判事が
- (i) 原告の請求を根拠として判決のための命令を請求するか、または
- (ii) 書記官に損害賠償額を算定するための審理の場を設けるよう申し出るか、または
- (b) 書記官に損害賠償額を算定するための審理を設けるべく申し出る。
- (3) 原告は被告に少なくとも10日前までに、
- (a) 第(2)項(3)(ii)の審理、および
- (b) 第(3)項(b)の損害の算定を審理する日付および場所を被告に通知するものとする。
- (4) 第(2)項(b)に参照された審理ののち、書記官は認定された金額を被告に不利

に言渡すものとする。

第41条 出頭しないこと。(1) 民事訴訟の事件において、被告が請求に関する審理のために設けられた期日に出廷しないとき、裁判所は

- (a) 請求が債務または清算ずみの要求である場合、欠席判決を言渡す。
- (b) 請求が損害の算定である場合、欠席する被告に通知し、かつ、損害額の算定に関して事件を後日に延期する。
- (c) 請求が裁判所の管轄内の救済方法(a)または(b)に関するものである場合、欠席する被告に通知し、かつ、裁判所が事情のもとで適切と考える範囲で救済の決定および許与を後日に延期する。

(2) 民事請求への反訴の場合に、被告が審理または反対請求に関する期日前の協議に出頭しないとき、裁判所は

- (a) 反対請求が債務または清算ずみの請求である場合、欠席判決を言渡す。
- (b) 反対請求が損害額の算定を要求するとき、欠席する原告に通知し、損害額の算定にとりかかるために、後日に延期する。

(3) 民事請求の事件において、欠席判決が言渡され、または被告が欠席を通知するとき、裁判所は被告のなんらかの反対請求を棄却することができる。

(4) 反対請求の事件において、欠席判決が言渡されるか、または原告が欠席を通知しているとき、裁判所は原告の請求を棄却することができる。

第42条 欠席判決の却下。(1) 裁判所はいつでも、それが適切と考えるところにより、

- (a) 第40条および第41条で言渡された判決。
- (b) 第39条のもとで命じられた請求の棄却または
- (c) 第39条のもとで与えられた反対請求による判決。

(2) 第(1)項のもとで自分に有利な命令を得た人は、認証された命令のコピーを女王座裁判所に提出し、それがファイルされたうえで、

- (a) 第(1)項(a)または(e)に引用された判決は取り消されるか、変更されるか、または棄却が取り消されるか、命令の示すように変更され、かつ、
- (b) 判決に従って発行された強制執行または債権差押令状は、女王座裁判所の命令に従って停止される。

第43条 反対請求。(1) 本条の規定に従い、反対請求は、それが立証された範囲において、裁判所によって立証された原告の請求を満足させる。

(2) 第(1)項のもとで、ある人の利益のために命令がなされ、その人が女王座裁判所に命令の証明されたコピーを提出し、かつ、それが受理されたとき。

(a) 第(1)項(a)または(c)に対する判決は取り消されるか、または変更され、もしくは取消が取り消されるか、または命令が定めるように変更され、さらに、

(b) 判決に従って発行された強制執行または債権差押手続は、女王座裁判所の命令によって停止される。

(3) 取消および反対請求双方が立証される場合に、裁判所は原告および被告の双方に有利または不利に費用を与えるとき、それらについて権利のある当事者に有利に費用を決定する。

第44条 費用および利息。本章のもとで判決が言渡されたか、または与えられたとき、判決の金額には、訴訟費用および判決利息法に従って支払われるべき判決前の利息を含むものとする。

第44条 1 判決の猶予、延期、停止。裁判所は本編の下で言渡され、または与えられる判決を裁判所が適切と考えるなんらかの条件または期限に従って言渡すことができる。

第44条・2 支払い審理その他。ある人が裁判所の判決または命令のもとに金銭支払いの責任を負うとき、裁判所は規則に従い、

(a) 判決または命令の下に同人が金銭の支払いをする能力を有するかどうか決定する目的で審理を行い、かつ、

(b) そうするのが適切と裁判所が考えるとき、その金銭が支払われるべき計画または他の方法を設ける。

第45条 (2000年法第18条により廃止)

第46条 控訴の時期。(1) いずれの当事者も州地区裁判所の判決に対し、女王座裁判所に控訴することができる。

(a) 判決が言渡されたのち30日以内に、

(i) 州地区裁判所に控訴の理由をのべる控訴状を提出し、かつ、

(ii) 控訴申立書を

(A) 被告および

(B) 女王座裁判所が命じる誰れか他の人に送達し、

さらに、

(b) (d)項に従ってこれらの当事者に控訴状を送達したのち7日以内に女王座裁判所に

(i) (a)および(ii)に参照された控訴状のコピー

(ii) 控訴状の送達に関する宣誓供述書および

(iii) 州地区裁判所の書記官へ記録のコピー費用の支払いの領収書と共に。

(2) 女王座裁判所は、第(1)項(a)および(b)によって定められた時期の以前または以後になされた申立にもとづいて、命令でさらなる期間、命令の日より30日を越えない期間を定めることにより、その期間中、第(1)項(a)および(b)によるサービスおよびファイルは有効である。

(3) 控訴人は女王座裁判所に、3カ月前に、プロビンス裁判所の判事の面前で問われた証拠の写しを提出するものとする。ただし、女王座裁判所の判事によって、3カ月の期間が経過する前に、登記をファイルする時期を3カ月間延期する旨の命令がなされたときは、この限りでない。

(4) 女王座裁判所の判事が、コピーは控訴に用できない旨を満足するとき、判事は控訴人による申立にもとづいて

(a) 基礎事実は新しい審理のためプロビンス裁判所に返すよう命令し、または

(b) 裁判所が適切と判断する別の命令をする。

第47条 訴えの移転。控訴の申立がプロビンス裁判所の書記官になされるとき、書記官は女王座裁判所の書記官に、裁判所費用以外にプロビンス裁判所に支払われた金銭、およびプロビンス裁判所の所有するすべての他の書面および証拠書類を転送する。

第48条 従わないとき。(1) 原告が第46条の要件に従わないとき、訴えは女王座裁判所によって棄却される。

(2) 第(1)項のもとで訴えが棄却されるとき、女王座裁判所は適切と考える費用の支払いを命じる。

第49条 手続の停止。第46条(1)(a)および(b)に従い、訴えは女王座裁判所の命令に従って、訴えられた判決の下で手続を停止したものとされる。

第50条 通常の開廷期間の審理。第46条および第47条の定めに従い、女王座裁判所は通常の会期における審理のための控訴を定める。

第51条 記録にもとづく控訴。控訴は記録にもとづく控訴として審理される。

ただし、一方当事者の申立により、女王座裁判所が控訴は新件として審理されるべく命じるときは、この限りでない。

第52条 休会および控訴の費用。女王座裁判所は事情が要求するとき、時に応じて、控訴を延期することができ、かつ、費用に関してそれが適切と考える命令をすることができる。

第53条 控訴の審理。(1) 女王座裁判所は、

- (a) 控訴を審理し、かつ、決定する。
- (b) 判決を言渡し、かつ、
- (c) もし必要があれば、両当事者に、控訴に先立つすべての手続の費用を含め、支払うよう命じる。

(2) 女王座裁判所の判決は、最終的であり、さらに上訴することはできない。

第54条 出頭しないこと。(1) 第53条の規定にかかわらず、控訴人が控訴の審理のために設けられた期日に出頭しないとき、女王座裁判所は控訴を棄却することができる。

(2) 控訴が第(1)項の下で棄却されるとき、女王座裁判所はそれが適切と考える費用に関する命令をすることができる。

第55条 判決の登録。控訴の一方当事者は女王座裁判所の判決として言渡された判決を入手し、強制執行および第三債務者呼出状が女王座裁判所の手続に従って発行される。

第56条 女王座裁判所への譲渡。(1) 反対請求または抗弁が裁判所の管轄を越えたものであるときはいつでも、裁判所は基礎事実を女王座裁判所に移送されるよう命じることができる。

(2) 第(1)項の下で命令がなされるとき、地区裁判所の書記官は、女王座裁判所の書記官になんらかの証拠の記録をそのままの型で、送達し、裁判所費用以外に地区裁判所に支払われた金銭および他のすべての証書および証拠書類は、事件を維持する地区裁判所の占有とする。

(3) 基礎事実が女王座裁判所に移送されるとき、女王座裁判所はそれが適切と考えるなんらかの条件で、

- (a) 事件を完成させるべく努力するか
- (b) 事件をやり直すべく命令する。

(4) 事件が女王座裁判所に後送され、かつ、一方当事者が第9条6(4)のもので

請求または反対請求の一部を放棄するとき、該当事者は女王座裁判所が適切と考えるなんらかの条件に従い、請求または反対請求の一部の放棄を取り止め、事件に応じて、全部の請求または反対請求にとりかかる。

第57条 州地区裁判所への事件の移送。(1) 他方当事者の同意を得て、審理が開始される前に、当事者の一方から書記官への申立により、請求が州地区裁判所の管轄内における女王座裁判所における訴訟は、女王座裁判所の書記官により、そこで訴訟が開始された州地区裁判所に移送される。

(2) 第(1)項の下での裁判所に移送された訴訟は、あたかもその裁判所で開始されたかのように継続される。

第58条 (廃止) 2000年法

第59条 (廃止) 2000年法

第60条 (廃止) 2000年法

第61条 書面の発行の禁止。(1) 裁判所は申立にもとづいて、そうするのが適切であると判断するとき、書記官に、

(a) 第25条のもとでの民事請求、または

(b) 第30条のもとでの出頭通知

を発行しないよう命じることができる。

(2) 第(1)項(a)または(b)のもとでなされた命令は、法律によって許可された他の方法によって事を進める請求または反対請求を有する人の権利を損ってはできない。

第62条 当事者の代表。(1) 人は

(a) バリスターおよびソリシターまたは

(b) 代理人

により、本章のもとでの手続に関して代理される。

(2) 第(1)項(b)の規定は、女王座裁判所で行われる手続には適用されない。

第63条 非公式の効果、本章の要求に完全に一致しているとき、いかなる手続も形式的に無効ではない。

第64条 審理前の協議。(1) 本章の下での行為において、裁判所は当事者または彼等の弁護士または代理人に、場合に応じて、裁判所の面前に、審理前の協議において、下記の1つ以上を考慮するため出頭するよう、命じることができる。

- (a) 請求, 反対請求または事件に応じて他の手続を合意により,
 - (b) 争点の単純化。
 - (c) 準備書面の訂正が必要であり, 望ましい。
 - (d) 審理を容易にすると思われる自白を入手する可能性。
 - (e) 事件の処理に手助けする何か他の事実。
- (2) 審理前の協議中もしくは結論として, さもなければ, 審理前の協議に関して, 裁判所は下記の1つ以上を命じることができる。
- (a) 審理前の協議の間に生じたか, もしくは考慮された,
 - (b) 審理前の協議の結果をのべる,
 - (c) 改訂された答弁書,
 - (d) 当事者の一方が審理前の協議に出席しないという理由で答弁書を削除する。
 - (e) 訴訟の審理に関する情報の中に, 裁判所が適切と判断するさらなる指示を与える,
 - (f) 本細則のもとでなされた命令を変更または廃止する。
- (3) 命令は, 言渡されたとき, その後の訴訟コースを管理する。ただし, 不正を阻止するために訴訟活動によって修正されるときは, この限りではない。
- (4) 訴訟において, 審理前の協議を扱う判事は, すべての訴訟当事者が, 判事がそうするのに彼等の同意を与える場合を除いて, 訴訟の審理を指揮しないものとする。

第65条 調 停。 議事録が提出されないときはいつでも, 裁判所または裁判所によってそうすべく許可された人は, 訴訟を調停に付記することができる。

第66条 訴訟の中断。 裁判所によって別のことが命じられる場合を除き, 審理前の協議または調停が訴訟に関して遂行されるとき, その行為は訴訟を取り消したり, または場合に応じて, 審理前の協議または調停の結論が出るまで, 継続されることになる。

第67条 特 権。 (1) 審理前の和解または調停の間に行われる訴訟に関する調停の話し合いには特権的なものがあり, かつ, 本章または他の民事訴訟では許されない。

(2) 審理前の協議を指揮する判事も, 調停を指揮する調停者も, いずれも協議または調停において, 相手方に無理に証拠を与えたり, その間に発生する事態

を協議することはない。

- (3) 第(1)項の規定は下記に適用しない。
- (a) 第64条のもとでなされた命令に、
 - (b) 審理前の協議または調停に、
 - (c) さもなければ、第(1)項の作用を除いて承認できる請求または反対請求に関する事実上の証拠の許容性に、
 - (d) 審理前の協議または仲介から生じる合意の有動性ないし強制性の争点に関するなんらかの事実
- (4) 第(2)項の規定は、判事または調停者が法律によりこれらの議論を終了すべく要求される場合には、適用しない。
- (5) “情報の自由およびプライバシーの保護法”は、審理前の協議または調停の間、もしくはその結果として証書、情報または記録には、適用しない。

第68条 免除。 調停者がその義務の履行中にしたこと、またはなすべきことをしなかったことについて、いかなる訴えも提起されない。

終り